

地下水は誰のものか

共有資源の悲劇を超えて

2010年11月26日

15:20-17:30

建設交流館グリーンホール

特別講演 15:20-16:00

水循環基本法の骨子と地下水法の重要性

京都大学 名誉教授 松井三郎

パネル発表・討論 16:00-17:30

(1) 共有資源としての地下水

筑波大学大学院生命環境科学研究科 准教授 遠藤崇浩

(2) 熊本の地下水管理の取り組み

熊本県環境生活部水環境課 環境生活審議官 中山雅博

(3) 大阪の地下水管理の問題点

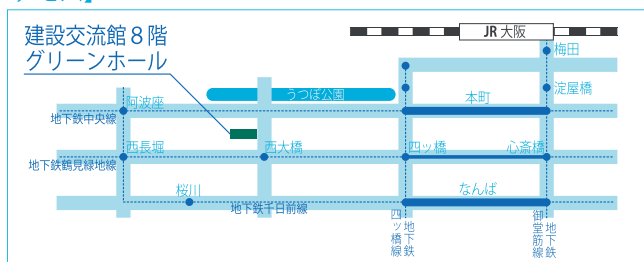
大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 課長補佐 奥田孝史

(4) 地下水利用の未来可能性

総合地球環境学研究所 教授 谷口真人

【会場アクセス】

住所：大阪市西区立売堀 2-1-2 Tel：06-6543-2551 (代)



■ 大阪市営地下鉄 四ツ橋線本町駅 中央線阿波座駅 長堀鶴見緑線西大橋駅からいずれも徒歩約5分

【趣旨】

地表水と地下水は自然界では連続しているが、管理制度上は地表水が“公水”、地下水は土地に帰属する“私水”として別々に扱われている。地方行政界などの人為的境界を越えて存在する、共有資源であるはずの「地下水」が、共同管理をされずにいるのが現状である。過去に沿岸都市で発生した地盤沈下は、ハーデインの言う「共有地の悲劇」が、地下水を舞台に発生したことを示している。その後の地下水の揚水規制は、対処療法としては有効に働いたが、一方的な規制は、逆に地下水の有効利用を阻害してきた。このような中で、最近の気候変動・降雨パターン変化による地表水利用の不安定性の増大や、生態系への影響などを視野に入れたダム問題などは、代替水資源としての地下水の重要性に再びスポットライトを与えている。しかし、地下水と地表水に対する制度上の齟齬の問題はかわらず、再び「共有資源の悲劇」が、今また、地下水を舞台に起こる可能性が危惧されている。地下水をどのように「所有」すればよいのか？オストロムのいう「地域に根差した解決法」はあるのか？共有資源の悲劇を超えた、地下水の管理方法を議論する。

【申込先】

〒550-0012 大阪市西区立売堀 4-3-2

(財)地域地盤環境研究所内

地下水地盤環境に関する研究協議会 事務局 (担当：竹内)

Tel: 06-6539-3135 Fax: 06-6578-6255 E-mail: gwjim@geor.or.jp

